

資料16(共通)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

令和2年10月30日通知（次頁以降に掲載）により、千葉市において地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる5つの機能の一部を担う市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出ていただくことで、拠点等に関する所定の加算を算定できることとしております。

また、令和3年度報酬改定においては、拠点等の整備促進・機能の充実のため、これまで拠点等に関する加算制度があった計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、日中活動系サービス、施設入所支援に加え、**訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援、短期入所においても緊急時の対応を行った場合の加算が創設**されることとなっております。

これに関し、国の報酬告示や関係通知が届き次第、市の運用について検討し、必要に応じて通知する予定となっておりますことお知らせいたします。

2千保障福第1379号
令和2年10月30日

特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
地域移行支援事業所
日中活動系サービス事業所
施設入所支援事業所

} 管理者様

千葉市保健福祉局
高齢障害部
障害福祉サービス課長

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

千葉市において地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる5つの機能の一部を担う市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出ていただくことで、後述する所定の加算を算定できることとしました。

該当事業所におかれましては、お手続きいただきますようお願いいたします。

1 拠点等の5つの機能

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 届出により算定が可能となる加算

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

②地域体制強化共同支援加算 2,000単位／回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

②体験宿泊加算（I）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

300単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

③体験宿泊加算（II）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

700単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

①体験利用支援加算

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位／日

+ 50 単位／日（地域生活支援拠点等の場合）

(4) 施設入所支援事業所が対象の加算

①体験宿泊支援加算 120単位／日

施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定

3 届出手続きについて

- (1) 各事業所において、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。
 - (2) 下記の届出書類を、適用開始日の前月15日までに障害福祉サービス課あて提出する。
 - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
 - ② 変更届出書
 - ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
※介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表も含む
 - ④ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（該当する場合）
※障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表も含む
 - ⑤ 変更後の運営規程
- ※ 届出事業所については、市のホームページ等で公表します。

4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(1)、(2)、(5)の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。ただし、1(1)に「緊急時の支援が見込めない世帯に対して、常時の連絡体制を確保」、1(2)に「短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保」とありますが、これらについては、単一の事業所としての対応は困難でも、基幹相談支援センターや拠点事業受託事業所、短期入所事業所、医療機関等との連携、役割分担により常時の連絡体制及び緊急支援体制（短期入所に限らず、居宅への訪問による支援等も含む）の確保に努めている場合も、届出ることが可能です。また、1(5)については、基幹相談支援センターが運営している地域自立支援協議会の地域部会や意見交換会等に適宜出席することで機能を担っていると認めることがあります。
- (2) 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所が届出を行う場合は、少なくとも1(3)の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (3) 2(1)～(4)に掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされていますが、2(1)②地域体制強化共同支援加算及び2(3)①体験利用支援加算に関する記録につきましては、様式例を下記5(1)のホームページに掲載しましたのでご利用ください。

5 参考

- (1) 千葉市 地域生活支援拠点等ホームページ
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/chiikiseikatsukyoten.html>
- (2) 厚生労働省 地域生活支援拠点等ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

【問い合わせ先】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課地域支援班・施設支援班
TEL：043-245-5228・5174／FAX：043-245-5630
メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp